

# 一般事業主行動計画

職員のみなさんが、仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成30年6月1日～平成35年5月31日までの5年間

2. 目標

妊娠中や出産後の女性職員について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備します。

3. 対策

- ① 妊娠中の女性職員に対し、母性健康管理など会社が配慮する事項や、産前産後休業、育児休業、産前産後休業期間及び育児休業期間中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行い、法人はいつでも相談に応じることができるように配慮します。
- ② 年次有給休暇の取得促進のための措置を行います。
- ③ 子供を育てる職員が利用できるように、事業所内保育施設の設置・運営を検討します。

平成30年6月1日

NPO法人HA-HA-HA